

関市若者まちづくり団体・まちづくりプレイヤー登録制度 登録者および登録団体が利用可能な支援

「関市若者まちづくり団体・まちづくりプレイヤー登録制度」の登録者および登録団体は、活動に関して下記の支援を受けることができます。利用希望される際は、市民協働課にご連絡ください。

(1) 事務用品の貸出

- ・事務用品を簡易バックにまとめた「事務用品貸出セット」を借りることができます。
事前の申請は不要で、市民協働課窓口 もしくは 古民家あいせき受付 にて貸出します。

<事務用品貸出セット 一覧>

	物品名	数量
1	プロッキー10色	1セット
2	はさみ	1本
3	のり	1本
4	セロハンテープ	1本
5	ホッチキス	1個
6	水性サインペン（細）	5本
7	油性サインペン（太・細）	各1本
8	ふせん	20～30枚
9	コピー用紙（A4）	10枚程度
10	コピー用紙（A3）	5枚程度

<貸出・返却 受付時間>

・市民協働課 窓口

場所：関市若草通3丁目1番地（関市役所北庁舎3階）

時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

・古民家あいせき 受付

場所：関市本町7丁目13番地

時間：9時00分～21時00分（月曜・祝日翌日の休館日除く）

<注意事項>

- ・借用時に、「事務用品貸出セット 利用受付簿」に名前と使用目的を記入してください。
- ・返却時は、借用時と同じ場所にて返却してください。
- ・借用可能時間は、原則当日中です。日をまたぐ場合は相談してください。
- ・ふせん、コピー用紙に関しては、未使用分のみ返却してください。

(2) チラシ、ポスター等の設置

下記の3ヶ所で作成したチラシ、ポスター等を設置します。

- ・ 関市役所市民協働課前カウンター
- ・ 関市役所1階総合案内所
- ・ 関市市民活動センター

<注意事項>

- ・ 上記の各場所への設置枚数は15枚とします。
- ・ その他の施設への配布を希望する場合は、「支援申出書」を提出してください。

(3) 関市 HP での情報発信

本制度登録者および登録団体の“活動の見える化”と“周知”を行うため、関市ホームページにて登録情報および活動内容を発信します。

<注意事項>

- ・ 掲載にあたっては、「関市若者まちづくり団体・まちづくりプレーヤー登録申請書」および「関市若者まちづくり活動完了報告書」の内容をもとに掲載します。

(4) 活動内容の相談

関市では、若者事業に専門的に携わる職員として「若者チャレンジ支援コーディネーター」を雇用しています。このコーディネーターに、下記のとおり活動に関しての相談や、活動の伴走支援を受けることができます。

■ 内容

- ・ 活動に必要な各種書類の作成サポート
- ・ 活動実施に関しての相談、アドバイス
- ・ 各種団体、機関との連携に関する相談 他

■ 受付時間、相談場所

時間：9時～20時（12:00～13:00は除く） ※1回あたり1時間程度

場所：関市役所、古民家あいせき、せきてらす 他

<注意事項>

- ・ 事前予約制のため、市民協働課までメールもしくはわかものだよりで予約をとってください。
- ・ 同様の時間帯でオンライン（WEB会議システム Zoom）による相談も可能です。
- ・ コーディネーターが不在の場合、他の職員が対応することもあります。



関市公式 LINE

【関市】わかものだより

(5) 活動時の保険加入 (制限あり)

イベントの準備や当日に怪我等があった場合に、市で加入している保険が適用されます。

■保険概要

種類：傷害危険担保契約

補償内容

死亡・後遺障害 保険金額	1人あたり 500万円
入院 保険金日額	1人あたり 3,000円
通院 保険金日額	1人あたり 2,000円

■保険の適用範囲

- ・活動中に事故や怪我等があった場合
- ・活動日の自宅から会場までの移動中に事故や怪我等があった場合

<注意事項>

- ・保険の対象になる活動は、市職員立ち会の活動に限ります
例) 職員との打合せ、施設を借りてのイベント準備、イベント当日
- ・保険の適用対象となる者は、登録者および協力者に限ります。
イベント等当日のお客さんに対する保険は、自身で加入していただく必要がありますのでご注意ください。

【各種予約、申込み、問合せ先】

関市役所 協働推進部 市民協働課

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

TEL 0575-23-6751 メール shiminkyodo@city.seki.lg.jp



関市公式 LINE

【関市】わかものだより